

千葉県環境審議会水環境部会 議 事 録

平成22年1月15日(金)午後2時～

千葉県教育会館2階203会議室

目 次

1 . 開 会	1
2 . 千葉県環境生活部長あいさつ	1
3 . 部会長あいさつ	2
4 . 議 事	
(1) 平成 2 2 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画 (案) について	4
(2) 報告事項	
ダイオキシン類に係る常時監視結果および測定計画について	1 7
5 . そ の 他	1 9
6 . 閉 会	1 9

1. 開 会

司会（染井副課長） ただいまから千葉県環境審議会水環境部会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます水質保全課の染井と申します。よろしく願いいたします。

はじめに、本日御出席の委員の方々を御紹介申し上げます。

お手元の委員名簿及び座席表を御覧いただきたいと存じます。

水環境部会長の鈴木昌治委員でございます。

磯部雅彦委員でございます。

瀧 和夫委員でございます。

山室真澄委員でございます。

勝山 満委員でございます。

加藤賢三委員でございます。

なお、本日、小宮清子委員並びに小高正喜委員は、所用のため欠席との連絡をいただいております。

続きまして、特別委員の方々です。

農林水産省関東農政局生産経営流通部長の井川義孝委員ですが、本日は代理として松田治男様に御出席いただいております。

経済産業省関東経済産業局資源エネルギー環境部長の重政弥寿志委員ですが、本日は代理として関根恵子様に御出席いただいております。

原子力安全・保安院関東東北産業保安監督部長の吉岡賢治委員ですが、本日は代理として田口勇一様に御出席いただいております。

国土交通省関東地方整備局河川部長の山田邦博委員ですが、本日は代理として高島英二郎様に御出席いただいております。

関東地方整備局港湾空港部長の北山齊委員ですが、本日は代理として仙田孝一様に御出席いただいております。

海上保安庁第三管区海上保安本部千葉海上保安部長の菅原規之委員ですが、本日は代理として漆畑勝彦様に御出席いただいております。

ここで定数の確認をさせていただきます。

千葉県行政組織条例第 33 条の規定により、委員総数の半数以上の出席をもちまして、本日の会議は成立していることを報告いたします。

次に、事務局の幹部職員を御紹介いたします。

千葉県環境生活部長の市原でございます。

同じく環境生活部次長の和田でございます。

環境生活部水質保全課長の松澤でございます。

以上、よろしく願いいたします。

2. 千葉県環境生活部長あいさつ

司会 それでは、開会にあたりまして、環境生活部長の市原からあいさつを申し上げます。

市原環境生活部長 環境審議会水環境部会の委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席を賜

りましてありがとうございます。本年も引き続きいろいろ御指導を賜ればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

私どもの環境行政も、いろいろ新聞等に報道されておりますように、温暖化問題から身近な大気・水の問題まで非常に幅広くあるわけですが、一つ一つにまた大きな課題を私どもは背負い込んでいると考えております。それを解決するに当たりまして、環境審議会という形で委員の先生方からいろいろ議論また御指摘、御指導をいただきながら、一步一步進めてきているところです。そういう中で、これからも着実に私どもの環境行政を推進していく所存でございます。よろしく御指導いただければと考えております。

きょうは、議題といたしまして、22年度公共用水域及び地下水の水質測定計画案をお示しして、御意見をいただきたいと考えております。水質の測定計画については、水質汚濁防止法に基づき知事が定めることとされており、水質現況の把握、また施策の評価を行う上で最も基礎となるものです。私ども県といたしまして、継続的にデータを取り、分析して作成しているものでございます。その内容等について後ほど説明いたしますので、いろいろ御指導また御意見等を賜ればと存じております。

きょうはどうぞよろしくお願いいたします。

3. 部会長あいさつ

司会　　続きまして、鈴木部会長からひと言ごあいさつをお願いいたします。

鈴木部会長　　部会長を仰せつかっている鈴木でございます。

新年明けましてだいぶ寒い日が続きますけれども、また、御多忙の中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

専門の先生が多いので私がいろいろなことを言うのは変な話かもしれないのですが、私もちょっと水に関わった仕事をしております。

人間にとって水というのは非常に重要なもの、というのは皆様御存知のとおりかと思えます。人間の活動というのは非常に活発になってきてまして、大気、土壌、水の関係、こういったところに非常に大きな影響を及ぼします。

今日あります水質汚濁防止法の排水基準とか水道水の基準を見ても、だいぶ項目が減っていてもいますけれども、また新しいものが増えてくるという状況があります。化学物質をはじめいろいろなものが経済成長に伴って出てきているわけですが、少し様変わりしているというのが、化学物質でも環境ホルモンに関わるようなものが新しく載ってきたり、あるいは窒素、りん等の富栄養化。これは、先進諸国はまだ当分続くだろうと言われていますが、富栄養化ということでアオコが出てくる。それによって毒素であるミクロシスチンですとか、水道水のかび臭の原因になったり、あるいは水源が少し悪くなって水道水源法という法律ができたり、それによって安全の水の確保ということで水道水の殺菌をすることによってトリハロメタンの関係の物質ですね。元々人間がつくったものというよりも、副生成物として出てくる。水が非常に大切だと言われながら、水の環境が悪くなってくることによって、人間の使う水道水、生活用水といったものも悪化しているという状況が続いております。

そういうことで、日本もそうですけれども、世界各国で水というのは非常に重要だろうと言われております。

千葉県も印旛沼という水がめがあって、ここの状況もあまりよくないような状況があ

るのかもしれないですね。そういったところから、特に千葉県は、水がめである印旛沼の保全等も含めて非常に活発な活動をされておりますが、水は非常に重要だということで、当然、水の行政というのも、多くのいろいろな環境の問題がありますが、大切かなと思っております。これはその拠り所になる会議でございますので、皆さんの活発な御意見をいただけるようお願いいたしまして、簡単ではありますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

では、きょうはよろしく願いいたします。

司会 ありがとうございます。

議事に入る前に、お手数ですが、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

次第

座席表

委員名簿

千葉県環境審議会運営規程

環境審議会への諮問文の写し

がございます。

それに、本日の議題の資料として、

資料 1 - 1 平成 22 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）

資料 1 - 2 平成 21 年度からの変更内容について（公共用水域）

資料 1 - 3 平成 21 年度からの変更内容について（地下水）

資料 2 平成 20 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について

資料 3 平成 21 年度公共用水域の水質測定結果（中間結果 4 月～9 月分）

資料 4 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について

資料 5 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の一部改正について

そのほか参考資料として、

参考資料 1 平成 20 年度ダイオキシン類常時監視結果及び平成 22 年度測定計画について

これは後半に 20 年度の測定結果が付いております。

参考資料 2 平成 20 年度全国公共用水域水質測定結果について

（環境省公表資料 抜粋）

参考資料 3 水質汚濁に係る環境基準について

以上が本日の資料です。

それでは、これより議事に入ります。

千葉県行政組織条例第 33 条の規定により、部会長が会議の議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行については鈴木部会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

鈴木部会長 それでは議長を務めさせていただきます。議事の進行について御協力のほどをお願い申し上げます。

本日の会議については、環境審議会の運営規程に基づき公開で行います。

議事に先立ちまして、議事録署名人の指名を私に御一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

鈴木部会長 それでは、瀧委員と山室委員をお願いいたします。よろしく願いいたします。

4. 議 事

(1) 平成22年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について

鈴木部会長　それでは、早速、議事に入ります。

議題(1)諮問事項「平成22年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について」ですが、これは水質汚濁防止法の規定に基づいて毎年計画をつくることとされており、公共用水域の状況などの関連する報告事項もあるようですので、併せて事務局から説明をお願いいたします。

高橋水質指導室長　平成22年度の水質測定計画(案)の説明に入る前に、20年度の公共用水域及び地下水の水質測定結果について説明させていただきます。

資料2をお開き願います。この資料は、昨年8月11日に公表した資料で、その際に水環境部会の委員の皆様にもお送りしたものです。

まず、第1に公共用水域についてですが、測定内容として、69の河川、4湖沼及び4海域の合計178地点について、千葉県、国土交通省、東京都、水質汚濁防止法の政令市において測定したものです。

測定結果ですが、2ページを御覧ください。

「(1)環境基準の達成状況」です。

「ア 健康項目」、これは人の健康の保護に関する項目ですが、26項目のうち、「硝酸性及び亜硝酸性窒素」について、表に記載したとおり、忍川、高田川、いずれも銚子市ですが、環境基準を超過している状況です。

ちなみに、高田川については平成11年度から、忍川については平成14年度から測定していますが、両河川とも測定開始以来環境基準を超過している状況です。

なお、その他の健康項目、25項目になりますが、これらについては環境基準を超過している地点はありませんでした。

「イ 生活環境項目」、これは生活環境の保全に関する項目ですが、水質汚濁の代表的な指標であるBODとCODについて、85の水域で環境基準の類型指定がされています。

20年度においては62の水域で環境基準を達成しており、達成率は72.9%と、19年度の60%から12.9ポイント上がっております。

ちなみに、達成率72.9%という数字は、昭和46年の測定開始以来最も高い値です。

3ページ、一番上に環境基準達成率の推移をグラフで示しましたが、達成率は、湖沼については0%が続いていますが、全体としては年々上昇している状況です。

「(イ)全窒素・全りん」、いわゆる富栄養化項目ですが、これについては、印旛沼、手賀沼の2湖沼、東京湾の5水域の計7水域で環境基準の類型指定がされています。

達成状況は、20年度と同様に、湖沼については未達成、海域については全窒素が5水域中2水域、全りんが3水域で達成という状況になっています。

次に、「(2)水質の変動状況」ですが、平成20年度の年平均値と、平成15年から19年度の過去5年間の年平均値を比較しております。

表に示したとおり、全178地点のうち、改善傾向にあるものが80地点、横ばい傾向にあるものが68地点、合計148地点、83%の地点で改善ないし横ばい傾向にあり、海

域及び河川については中長期的に見ると改善が進んでいる状況です。

4 ページになりますが、河川、湖沼、海域の個々の水質状況について記載しています。まず、各河川の状況ですが、11 ページの図 1 を御覧ください。

こちらは B O D の年平均値を水域別に図示したもので、主に県北西部の河川で濃度がやや高い状況ですが、「とても汚れている」とされる 10mg/ を超える水域は、測定開始以来初めて、ありませんでした。

4 ページにお戻りください。

湖沼については、折れ線グラフで記載してあります。

平成 12 年 4 月から利根川の水を手賀沼に入れる北千葉導水事業の実施により、手賀沼については水質の改善が図られましたが、近年はほぼ横ばいの状況です。

一方、印旛沼については、20 年度は 8.5mg/ と、前 5 ヶ年の平均 9.1mg/ に比べて、ほぼ横ばいという状況です。

また、海域ですが、東京湾内湾（富津岬以北）について、徐々にではありますが改善傾向にあるという状況です。

全体をまとめますと、20 年度の公共用水域の測定結果については、前年度と比べ全般的に良く、さまざまな施策の効果により、中長期的にも改善傾向が見られているのではないかと考えているところです。

5 ページに、「水質汚濁の原因及び対策」を記載しております。

引き続き対策に取り組んでいく必要がありますが、「(1) 健康項目」については、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の環境基準を超過した忍川、高田川においては、畜産業、畑作農業が盛んな地域であることから、家畜排泄物の適正管理や環境保全型農業技術の普及など、農業者への指導・啓発を関係機関と連携し行っていきたいと考えています。

また、「(2) 生活環境項目」ですが、生活排水や産業排水、また近年では、降雨に伴って排出される農地や市街地からの排水などに起因するということもわかってきております。したがって、下水道あるいは合併浄化槽の普及促進はもとより、印旛沼・手賀沼については、鹿島川流域などを流出水対策地区に指定し、汚濁負荷の低減対策を推進していくこととしています。

ここで、若干補足説明をさせていただきます。

参考資料 2 として、環境省発表資料の抜粋を用意しました。

環境省では、毎年度、全国の水質測定結果を取りまとめ、公表しているところですが、昨年 11 月 27 日に公表された資料の一部を紹介いたします。

2 枚目の裏、ここに B O D 又は C O D が高い水域のワースト 5 が記載されています。

20 年度の結果として、河川において、市川市の春木川が年平均値 9.7mg/ 、ワースト 3 という残念な結果になっていますが、19 年度の 12mg/ 、ワースト 1 と比べると、良い状況となっております。

また、湖沼については、印旛沼がワースト 6 位という結果です。19 年度のワースト 1 と比べると、やはり良い状況と考えています。

また、資料 3 として、本年度（平成 21 年度）の 9 月までの中間結果をまとめています。

1 ページの表 1、図 1 が、忍川と高田川の「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の状況です。4 月～9 月の半年間の平均値は、両河川とも平成 20 年と同様に環境基準値である

10mg/ を超えているという状況です。

また、表 2、図 2 に春木川の B O D の状況を示しています。この半年間の平均値は 8.1mg/ で、平成 20 年度、19 年度と比べて低い改善した値になっています。

2 ページには、印旛沼と手賀沼の C O D の状況を記載していますが、両湖沼ともに 20 年度の同期間とほぼ同様となっています。

以上で、20 年度公共用水域の水質測定結果と 21 年度の間接結果について説明を終わります。

地下水の水質測定結果については、本田地質環境対策室長から説明させていただきます。

本田地質環境対策室長 続きます、地下水の関係について説明申し上げます。

同じく資料 2 の 6 ページを御覧ください。6 ページ以降に地下水の測定結果について記載しています。

地下水の測定についても、千葉県、国土交通省、水質汚濁防止法に基づく政令市（6 政令市）が 20 年度に実施した結果を取りまとめたものです。

測定項目は、地下水の環境基準項目、これは公共用水域での健康項目と同じ項目ですが、カドミウム、全シアン等 26 項目あります。そのほか、現時点で環境基準項目とはなっていませんが、引き続き知見の集積に努めるということで要監視項目というものもありますので、それも対象に地下水の調査を実施したものです。

測定結果について説明いたします。

6 ページ、1 が概況調査というものです。

これは、県内全域の地下水の概況を把握するための調査で、9 ページの千葉県全体の地図「平成 20 年度測定地点図」とあわせて見ていただくとわかるかと思えます。

公共用水域の場合は、橋とか決まった定点を定めて、毎年同じ地点で調査するという形で調査をやっているわけですが、地下水については、県全域の状況を把握することで、県内を 2 km メッシュ、一部の政令市では 1 km メッシュに区切り、そのメッシュごとに任意に 1 本の井戸を選出して調査する。こういう移動観測、ローリング調査と言うのですが、これは 10 年でメッシュ全部を調査する計画としています。それと、継続的に水質を監視するため、毎年同一の井戸で地下水の水質を測定する定点観測を実施しています。

20 年度については、9 ページで言いますと、黒いメッシュの中で濃い黒枠で示したメッシュ、158 メッシュありますが、この中で 1 本の井戸を選定して調査する。そのほかに、マルがついているところ、これは定点観測という形で、これが 21 地点ございます。合計で 179 本の井戸について水質調査を実施したものです。

調査結果ですが、概況調査で実施した 179 本の井戸のうち 79.9% に当たる 143 本の井戸は、地下水の環境基準で定められている 26 項目すべてについて基準を満足していました。

その辺の詳しい内容について、14 ページに詳細の測定結果を示しています。表 4 「地下水の概況調査結果」を御覧ください。

この中で環境基準を超えた井戸は、上から 5 番目の「砒素」が 11 本超えておりまして、超過率が 6.1%。それから「トリクロロエチレン」が 1 本、「テトラクロロエチレン」が 2 本、また「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が 22 本、これが超過率 12.3% で、超過率が一番高かったわけです。その下の「ふっ素」が 1 本で、合計 36 本の井戸が環

境基準を超過しておりました。

6 ページに戻っていただきまして、「環境基準超過の原因及び対策等」です。

公共用水域でも問題になった「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」については、環境基準の超過率が、環境省の発表ですと 20 年度は全国平均で 4.4%でしたが、千葉県においては 12.3%と高くなっておりました。この原因は、先ほど公共用水域の説明のときにも話題がございましたように、畑地への過剰施肥、家畜排泄物、生活排水など汚染源が多岐にわたっていると考えられますので、環境部局だけではなく、農林部局等関係機関と協議して負荷削減対策を実施しているところです。

「砒素」と「ふっ素」については、検出された地点の周辺を調査したわけですが、その結果、周辺にこれらの物質を使用する事業場はなかったことから、自然界の地層に存在するものに影響されているものと推定しているところです。

次に、「テトラクロロエチレン」が 2 本出たわけですが、いずれの地区も、周辺を調査した結果、当該物質を使用する事業場はございませんで、原因は特定できませんでした。

なお、両地区とも上水道の供給区域となっており、環境基準が超過したことが判明した時点で、直ちに地元市町村や保健所で飲用指導を実施しているところです。

「トリクロロエチレン」については、調査した結果、周辺に当該物質を使用する事業場はありませんでしたが、周辺井戸で当該物質が検出されたことから、当該地点を継続監視地点として、今後継続的に監視するとともに、原因の確認に努めることとしております。この地区についても、環境基準項目が超過したことが判明した時点で、直ちに保健所で飲用指導を実施しています。

次に、過去からの比較ということで、16 ページの後ろ、17 ページになるかと思いますが、「資料 2 参考」というタイトルのカラーのページを付けています。これは、平成 15 年度から 19 年度までの 5 年間、5 年間で 1 回巡るローリング調査をしたわけですが、その結果を取りまとめたものです。この資料は、20 年 2 月 18 日に開催された水環境部会での説明に使用したものです。

これの中身の説明ですが、凡例の中で、緑のマルが定点観測地点、小さい赤い四角が定期モニタリング観測地点。これは参考として調査対象井戸の地点を載せています。ローリング調査の測定結果については、メッシュで区切ったところを色分けしています。メッシュの中が青色は、定量下限値未満。メッシュが黄色くなっているのは、検出はされたが環境基準値未満。赤色が環境基準を超過したメッシュです。

最初のページは「鉛」の調査結果で、5 年ローリング調査でも、黄色の環境基準未満のメッシュはありますが、赤色の環境基準値超過のメッシュはありません。20 年度の調査でも、179 本の井戸について「鉛」を調査していますが、環境基準の超過はありません。そういう形で 5 年分についてこの表に表わしています。

次のページをめくっていただきますと、「砒素」という項目がございます。砒素については、黄色や赤が多く、地域的には利根川沿いと九十九里地域で超過が多い状況でした。

ずっとめくっていただくと、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」というのがございます。特に県の北東部、北西部などで、赤い環境基準を超えるメッシュがたくさん見られます。15 年度～19 年度の結果でもこのような形で見られます。

今回の結果、全体的に見ますと、過去の 5 年間の結果と 20 年度の結果については、

「砒素」と「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が多く、概ね過去5年間と同様の傾向であったと考えております。

資料2の7ページにお戻りください。

次に、「定期モニタリング調査」という項目がございます。これは、これまで汚染が確認された地域の地下水汚染の状況を継続的に監視する目的で実施している調査です。調査井戸118本について水質調査を実施しているところですが、依然として87本の井戸が「鉛」や「六価クロム」等の環境基準を超過しているという結果でした。これらについては、汚染状況の継続監視、汚染機構の解明調査、汚染除去対策を引き続き実施していくこととしています。

次に、「3 発生源監視調査」です。

これは20年度の水質測定計画を定めるときに説明しましたが、20年度から概況調査を5年ローリング調査から10年ローリング調査に調査期間を長くするに当たり、新たに「発生源監視調査」という項目を設けて、水質汚濁防止法の有害物質を使用している事業場、概ね290事業場が対象になりますが、その特定施設周辺の井戸を中心に、5年で一巡するように調査するという形で計画したものです。

20年度は、74本の井戸を調査した結果、68本の井戸は調査したすべての項目について地下水の環境基準を満足していましたが、「砒素」が1本、「シス-1,2-ジクロロエチレン」が1本、「トリクロロエチレン」が2本、「テトラクロロエチレン」が2本の計6本の井戸で地下水の環境基準を超過しておりました。これについては8ページに書いてございます。

環境基準の超過の原因及び対策です。

「砒素」については、現地を調査した結果、周辺に当該物質を使用する事業場もないことから、自然界の地層に存在するものに影響されているものと推定しているところです。

「シス-1,2-ジクロロエチレン」及び「トリクロロエチレン」については、当該物質を使用している周辺事業場を調査しましたが、原因の特定には至らなかったため、今後も継続的に監視し、原因の究明を行うこととしております。

また、「テトラクロロエチレン」については、原因者が、現在、除去対策を実施しているところであり、引き続き汚染状況を監視することとしています。

最後に、「4 その他調査（要監視項目の調査）」です。

「EPN」から「ウラン」までの8項目について、57本の井戸について調査した結果、「全マンガン」が1本の井戸で要監視項目の指針値を超えておりました。これについても周辺を調査したわけですが、周辺にマンガンを使用する工場等が見当たらず、今のところ原因が不明の状況です。なお、この井戸についても、直ちに飲用指導を実施し、安全の確保に努めております。

10ページに、今までの説明についてまとめたもの「環境基準等超過地点図」を載せています。あと、14ページから16ページにかけて細かい数字を表として載せております。

以上で地下水の測定結果の説明を終わります。

松澤水質保全課長 平成22年度の測定計画を説明する前に、諮問事項と22年度の測定計画の作成に当たり新たに変更のあった内容について説明させていただきます。

まず、1枚ペーパーで知事から環境審議会への諮問文の写しがあると思います。先ほ

ど部長の挨拶にもありましたが、今回諮問する事項は、「平成 22 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について」の 1 件です。これについては、1 月 6 日付で知事から環境審議会に諮問しております。

裏面を見ていただきたいと思います。

この知事の諮問を受けて、千葉県環境審議会運営規程第 5 条「会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を適当な部会に付議することができる」、この規程に基づき、1 月 6 日付で環境審議会の会長から水環境部会長に付議されたものです。

よろしく御審議いただきたいと思います。

次に、22 年度の測定計画の作成に当たって、今年度の策定計画と変わった部分について、2 点ほど説明させていただきます。

資料 4 を御用意願います。

まず 1 点目として、「水生生物保全環境基準の類型指定について」です。

1 番目を説明する前に、2 番目から説明したいと思います。

2 番目に「水生生物保全に係る水質環境基準とは」というのがありますが、水生生物の保全に係る環境基準は平成 15 年に新設されております。現在、水生生物に関する基準項目としては、「全亜鉛」の 1 項目が定められています。

その内容は「3 水生生物保全環境基準に係る類型指定について」に書いてあります。表を見ていただいたほうがわかると思いますが、一番右側に書いてある「適応性の概要」に基づき、「生物 A」とか「生物特 A」とか「生物 B」という格好で類型指定されます。

環境基準を適用し、その達成状況を確認するためには、まず類型を指定するという作業が必要になるわけですが、ここで 1 番目に戻っていただくのですが、昨年 3 月 31 日、環境省の告示により、千葉県に係る水域として初めて、利根川、江戸川、東京湾について水生生物の保全に係る環境基準の類型が定められています。このため、22 年度の公共用水域の水質測定計画に盛り込もうというものです。

2 ページをお開き願います。

千葉県の場合はどこが類型指定されたかというのが、「(2) 指定水域」です。

表を見ていただくとわかると思いますが、河川としては「利根川中・下流」、「江戸川」が「生物 B」と類型指定されています。4 ページに緑色で色づけされていますが、この緑色の部分が「生物 B」と類型指定されております。

次に海域ですが、これは 3 ページの図を見ていただいたほうがわかりやすいと思いますが、千葉県に係る部分については、濃いブルーで、三番瀬、盤洲干潟、富津干潟、内房沿岸、この 4 か所が「生物特 A」と類型指定されています。神奈川にも 1 か所、「東京湾(二)」というのがありますが、千葉県に関する部分については 4 か所が「生物特 A」という格好で類型指定されています。そのほかの東京湾全体については、「海域 生物 A」と類型指定されています。

この内容は、平成 22 年度の測定計画（案）の中に盛り込んでおります。

詳細については、追って担当室長から説明いたします。

2 点目ですが、資料 5、できれば参考資料 3 もあわせて見ていただいたほうがわかりやすいかと思います。

まず、資料 5 から説明させていただきます。

1 の中段に書いてありますように、昨年 11 月 30 日付け環境省告示で公共用水域の

環境基準の健康項目と地下水の環境基準の項目が追加されました。一部については、その基準値が改正されています。この内容についても、来年度の測定計画に盛り込もうというものです。

2番目に改正の概要ですが、まず項目の追加ですが、公共用水域については、「1,4-ジオキサン」という物質が環境基準健康項目に新たに追加されています。

地下水については、「塩化ビニルモノマー」と「1,4-ジオキサン」が環境基準項目に新たに追加されています。従来、「シス-1,2-ジクロロエチレン」のみが環境基準項目でしたが、これにトランス体の1,2-ジクロロエチレンを加えて、総和として「1,2-ジクロロエチレン」が環境基準項目となっております。

これはちょっとわかりにくいと思われましたので、次のページに2-2ということで付けておりますが、真ん中に「シス-1,2-ジクロロエチレン」があります。これは、二重結合している炭素の一方の側（片側）に塩素が付いている。この格好の構造のものが「シス-1,2-ジクロロエチレン」というもので、これは従来から基準項目にされていたものです。その下に「トランス-1,2-ジクロロエチレン」というのがありますが、要は、塩素が反対側に付いている。これは構造が違くと性質も違うということで、今回、地下水に関しては、「シス-1,2-ジクロロエチレン」と「トランス-1,2-ジクロロエチレン」の両方を合わせた数値で環境基準をクリアしているかどうかを判断するということです。

地下水だけに加わった項目として、上から2番目に「塩化ビニルモノマー」というのがあります。これは公共用水域には入っていませんが、地下水の項目としてこの「塩化ビニルモノマー」が追加されています。

ちなみに、一番下に「1,1-ジクロロエチレン」というのがあります。これは一つの炭素に塩素が二つ付いている格好で、「1,4-ジオキサン」を除いてほとんど同じような構造ですが、塩素の位置がちょっと違うという内容です。

これを参考に1ページに戻って、地下水に関しては、「塩化ビニルモノマー」と「1,4-ジオキサン」が新たに加えられたということと、「1,2-ジクロロエチレン」がシス体とトランス体の総和になったということとあわせて、(2)に「基準値の改正」というのがありますが、「1,1-ジクロロエチレン」の基準値が、WHOの飲料水質ガイドラインの追補及び平成20年度の水道水質基準の改定等を踏まえて、旧基準は「0.02mg/」だったのですが、新たに「0.1mg/以下」と基準値が変わったという内容です。

2ページ、公共用水域及び地下水の水質測定計画への反映ということですが、これについては、公共用水域、地下水とも新たに加わった項目について22年度の測定計画の中に盛り込んであるという内容です。

詳細については、追って担当室長から説明させていただきます。

高橋水質指導室長 だいぶ前置きが長くなって申しわけございません。これから諮問事項ということで説明させていただきます。

平成22年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）です。

資料1-1の3ページをお開き願います。

はじめに公共用水域の水質測定計画（案）から説明いたします。

この測定計画（案）は、国、千葉市をはじめとする六つの水質汚濁防止法の政令市及び隣接する東京都が旧江戸川の部分で実施する測定内容が含まれております。それぞれの機関と協議して策定したものです。

3ページに、「3 測定内容」のうち「3-1 水質調査」としてあります。

「(1)測定地点」は、表に示してあるとおり、69の河川、4湖沼、4海域、こちらは昨年度と変わりありません。測定地点は179地点で実施します。

測定地点については、平成21年度と比べ1地点増えています。これは、東京湾の水生生物保全に係る環境基準(全亜鉛)の類型指定に伴い、盤洲干潟沖に新点を設置することによるものです。地点の位置は、資料4の3ページにプロットされております。

「(2)測定項目」ですが、生活環境項目10項目、健康項目27項目などの中から水域の特性に応じて選定し、実施いたします。

なお、健康項目については、平成21年度と比べ1項目増えています。これは、今ほど説明した「1,4-ジオキサン」が要監視項目から健康項目へいわば格上げされたことによるものです。

4ページをお開き願います。

要監視項目についてですが、要監視項目とは、公共用水域における検出状況を踏まえ、直ちに環境基準項目とはせず知見の集積に努める物質ということで、いわば環境基準になる項目の予備軍的な位置づけもあるわけですが、ここに昨年までは「1,4-ジオキサン」が入っておりました。そういったことで、逆にこちらは1項目減少しております。

「(3)測定頻度」として、河川は年4日から12日、湖沼は年12日から24日、海域は、東京湾については6日から12日、その他九十九里地先海域等は4日としてあります。

こちらの測定頻度がさまざまにありますのは、測定地点が環境基準点か補助点かなどの理由から、測定頻度が異なっております。

5ページを御覧願います。

「3-2 底質調査」ですが、水質と関連が深いと言われている底質を調査するものです。測定地点は、平成22年度は10の河川、1湖沼、1海域において、25地点で実施いたします。

なお、底質調査については、一定期間で全測定地点を一巡していく。私どもはローリング調査方式と言っていますが、毎年毎年、地点を変えて行っております。そういった関係で、平成21年度と比べると1地点減少しております。

測定項目は、酸化還元電位など基本項目が5、全窒素など富栄養化項目が3、金属等が11項目など、19項目について実施いたします。

また、測定頻度については、年1回としていますが、国土交通省の調査地点については年1回から年2回実施する地点もございます。

6ページをお開き願います。

「5 測定結果の送付及び公表等」についてですが、この測定計画に基づき実施した結果の公表については、国や都、水濁法の政令市など各機関の結果を県が取りまとめた上で公表することとしています。

これが測定計画の概要です。

ここで、資料1-2に21年度からの主な変更内容をまとめましたので、御覧願います。

1ページの「1 水質調査」関係ですが、(1)環境基準の設定として、東京湾、江戸川の水生生物保全に係る環境基準(全亜鉛)が類型指定されたことに伴い、この達成状況を評価するため、環境基準点を設定するものです。

具体的には、測定機関が千葉県のものとしては東京湾海域20地点。これらは、「既存

の点を活用するように」という国の通知も踏まえて、既存の窒素、りん的环境基準点と同様の環境基準点としています。また、盤洲干潟沖には新しい点を設定します。

そして、江戸川、旧江戸川、利根川下流では、それぞれ既存のBODの環境基準点を、全亜鉛の環境基準点とします。

2ページの「(2)調査項目」です。

「ア 生活環境項目」として、やはり水生生物保全に係る類型指定に伴うものですが、先ほどの盤洲で新たに測定開始するとともに、環境基準点とした20地点については、測定頻度を年4回から6回に増やすものです。

「イ 健康項目」としては、「1,4-ジオキサン」が健康項目となったことから、測定開始もしくは測定頻度を増やします。

県所管分では、河川11地点、湖沼3地点、海域6地点で測定を開始します。

PRT法(化学物質の管理関係の法律)に基づき、毎年、「1,4-ジオキサン」の排出量が届け出されますが、この取扱事業場がある東京湾内湾地域や東総地域(県北東部)の東庄町周辺を優先して測定を開始します。

昨年11月30日に急遽環境基準項目とされた関係で、環境省の通知を踏まえ、22年度は暫定的な対応として、可能な限りの測定体制を敷いています。

23年度以降は、より充実した測定体制にしたいと考えております。

また、東京都、市原市、3ページにいきまして船橋市、江戸川河川事務所では、「1,4-ジオキサン」の測定体制を強化しています。

これらを含め、県内合計では56地点で「1,4-ジオキサン」の測定を実施します。

また、同じく3ページになりますが、江戸川、利根運河等の各地点については、「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」等の健康項目が不検出等の理由から、測定頻度を少なくするという計画となっております。

5ページ、「オ 要監視項目」関係ですが、こちらは5年から10年で測定地点を一巡するローリング調査方式をやはり採用しています。これに伴い測定地点を変更するものです。

なお、金属系の要監視項目、塩素系要監視項目などについては、過去に検出事例がないことなどから、測定頻度を少なくしています。

6ページ、「2 底質調査」関係ですが、やはりローリング調査方式を採用しています。これに伴い、測定地点を順次変えていくというものです。

資料1-1に戻りまして、毎年作成している表ということで、9~12ページにかけてが別表1として河川、14ページの別表2では湖沼、17ページの別表3では海域における測定地点の詳細な位置、そして地図を載せております。

また、19ページ以降には、A3横長の大きな表になりますが、別表4から6にかけて、河川、湖沼、海域の測定地点ごとの測定項目、頻度の一覧を掲載しています。

以上で22年度の公共用水域の水質測定計画(案)について説明を終わります。

地下水の水質測定計画(案)については、本田地質環境対策室長から説明させていただきます。

本田地質環境対策室長 引き続き、地下水の水質測定計画について説明申し上げます。

資料1-1の31ページに、「平成22年度地下水の水質測定計画」を載せております。

地下水の水質測定については平成元年度から実施していますが、昨年度からの変更点を中心に説明させていただきます。

資料 1 - 3 に、昨年度の測定計画からの変更点をまとめていますので、まず、これについて説明させていただきます。

大きな変更点は 2 点ございます。

1 点は、概況調査から発生源監視調査を削除するという事です。昨年は、県下の全体的な地下水の概況を把握する概況調査として 3 種類、一つは 10 年でメッシュをローリングして調査をするという移動観測調査、二つ目として発生源監視調査、三つ目として同一地点において地下水の水質を経年的に把握するために行う定点観測、この三つの調査をやっておりましたが、22 年度については、このうち発生源監視調査を、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定事業場を対象とした調査ということでやっておりましたが、これを、測定計画で実施するのではなく、水質汚濁防止法に基づく立入検査で担保するという事で、22 年度の測定計画から削除するものです。水質汚濁防止法に基づいて立入検査を行うときに、特定施設の使用状況とあわせて確認するということが汚染原因の検討や事業者指導のためにも有効であると考え、今後は県民センターが実施している法に基づく立入検査時に随時検査を実施する、という計画としたものです。

2 点目は、測定項目の変更です。これについては再三説明申し上げていますが、21 年 11 月に地下水の水質汚濁に係る環境基準が改正されて、「塩化ビニルモノマー」、「1,4-ジオキサン」が環境基準項目へ追加された。また、従前から環境基準項目であった「シス-1,2-ジクロロエチレン」が、今回の改正でシス体とトランス体を合計した数値で評価することになったことに伴い、物質の名称も、「シス」が取れて「1,2-ジクロロエチレン」に変更になったもので、全部で 28 項目になるわけです。

その 2 点が大きな変更です。

資料 1 - 1 の 31 ページの地下水水質測定計画にお戻りください。

「3 調査区分」です。

先ほど説明したように、「(1) 概況調査」については、と の 2 種類に分けて、定点観測については、同一地点で地下水の水質の経年変化をモニタリングするため、県が 12 本、政令市等が 9 本で、合計 21 本の井戸を調査することを考えております。移動観測については、調査地域を 1 km または 2 km メッシュに区切り、10 年で一巡するローリング方式で、毎年調査地点を変える形で、県が 92 本、政令市が 70 本で、合計 162 本の井戸を調査することとしています。概況調査については、定点観測と移動観測を合わせて 183 本の井戸について、環境基準項目である 28 物質について調査したいと考えております。

次に「(2) 継続監視調査」ですが、これは、汚染が確認されている地域の継続的な監視をこれまで「定期モニタリング調査」と称しておりましたが、環境省から示されている地下水質常時監視事務処理基準が平成 20 年 8 月に改正され、調査名が「継続監視調査」と変更されたものです。中身は同じですが、名称を「定期モニタリング調査」から「継続監視調査」に変えるものです。これについては、合計 119 本の井戸を 22 年度は調査したいと考えております。

次に「(3) その他調査(要監視項目調査)」ですが、概況調査の対象井戸から 58 本の井戸を選定して、環境基準の定めのない「E P N」、「ニッケル」、「ウラン」等の要監視項目といわれている項目について調査したいと考えております。

次に、「4 測定項目及び測定頻度」です。

概況調査については、環境基準で定められた 28 項目を年 1 回以上測定する。継続監

視調査については、汚染が確認されている物質を年1回測定する。

その他の調査としての要監視項目については、32ページに書いてありますとおり、年1回測定するという計画にしております。

「5 測定方法」ですが、JIS等で定められた所定の方法で実施することとしております。

次に33ページの「6 測定地点及び測定機関」ですが、従前と同様、測定機関は千葉県、国土交通省、政令市と変更はございません。また測定地点は、概況調査と継続監視を合わせて302本の井戸を調査する予定としています。

「7 測定結果の送付及び公表」ですが、昨年同様、関係機関が測定した結果を県が取りまとめて、公共用水域の測定結果とあわせて公表することとしています。

別紙で、カラーで35ページということで「22年度地下水の水質測定地点図」をお配りしましたが、これが22年度に概況調査の移動観測と定点観測、継続監視調査地点を表わしたものです。

以上で22年度地下水の水質測定計画の説明を終わらせていただきます。

鈴木部会長 どうもありがとうございました。

少し盛りだくさんのようでしたが、ただいま事務局から、平成22年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)の説明がございました。また、その前に関連報告として、参考になるだろうということだと思いますが、平成20年度の公共用水域の水質測定結果、21年度の公共用水域の水質測定の間接報告、20年度の地下水の水質測定結果について説明がございました。

どこからでもけっこうですので、御意見、御質問等がございましたら発言をお願いいたします。

山室委員 2点あるのですが。

資料1-3の裏側、「(2)継続監視調査」の市川市のところに、地点数を2地点減の理由として「継続的に測定されていた所有者と連絡が取れず、周辺井戸も確認できなかったため」とあるのですが、所有者と連絡が取れないので無断で入れないから監視をやめるという意味なのかどうかというのが1点。

それから、「周辺井戸も確認できなかったため」というのがありますが、この周辺井戸というのは、場所がわからないから監視をやめるという意味なのか。これだけだと理由としてわかりにくかったので教えていただきたいというのが一つあります。

もう一つは、全く別の質問になるのですが、資料1-1の5ページ、これは変更点ではないので、私が参考に教えていただきたいということですが、「3-2 底質調査」の「(2)測定項目」で「富栄養化項目」に「全炭素」というのがあります。測定方法を見たのですが、詳しいことがなかったのでよくわからなかったのですが、特に海域ですと、全炭素には例えば貝殻などの無機のカーボンが入っておりますので、全炭素だけだと富栄養化項目には直結しませんので、そのあたりをどのように考慮して結果を公表されているのか。

その2点について教えていただきたいと思います。

本田地質環境対策室長 資料1-3の裏、市川市のほうで周辺井戸が確認できなかったという質問ですが、この周辺は井戸自体がなかったという意味でございます。

山室委員 つまり、井戸自体が確認できないものが2地点あったということですね。

井戸はあるのだけれども所有者と連絡が取れない井戸が1個あって、井戸自体も確認

できないものが1個あって、それで2地点減なのか、それとも、二つとも所有者も確認できず井戸自体もわからなかったというのか、細かいようで申しわけないのですが、日本語としてわかりにくかったということです。

本田地質環境対策室長 2地点とも所有者がいなくなって連絡が取れなくなってしまったということです。また、その周辺の井戸を探したのですが見つからないということで、継続的な調査ができなくなってしまったということです。

山室委員 そのあたり、読んでわかりやすい文章にさせていただくと、県民の皆様の説明するときにいいかなと思います。

本田地質環境対策室長 ありがとうございます。

高橋水質指導室長 底質調査の富栄養化項目の関係ということで、委員御指摘のように、基本的には、富栄養化項目という点では「全窒素」、「全りん」ということになるかと思っています。

ここで「全炭素」を項目に入れたのは、「全窒素」と「全りん」が豊富な状態でプランクトンが発生して2次汚濁になって、そのプランクトンが死んで沈降する、底質中にそういった物質が溜まる可能性があるということで、そういった意味で「全炭素」も念のため測定しております。

山室委員 ではなくて、全炭素というのは無機炭素と有機炭素を含んでしまっているので、貝殻の粉などが多いところだと過剰の見積もりになるので、そのあたりはどうですか。

小倉室長（環境研究センター） おっしゃるように、本当に測りたいのは全有機炭素ですが、C Nコーダーで測定しますので全炭素という形になります。実際には目視で貝殻はできるだけ除去して測定し、あとは結果の考察の段階でいろいろ強熱減量等の値と照らし合わせて評価するという形をとっております。

山室委員 評価の段階でそういうふういきちんと比べられて、粉々の貝殻があるところで極端な値が出たとき、「今年は有機汚濁だ」という誤解がないようにきちんとケアされているのでしたら、けっこうだと思います。ありがとうございました。

鈴木部会長 肝心なところで私が理解していないのが、TOCを測ってもらえばいいのかなという気がしていたのですが、これはTOC（全有機炭素）をそのまま測っているわけではなくて、「全炭素」ということですね。TOC計があるので、それで測っていただければいいのかなというふうに感じたのですが。

小倉室長（環境研究センター） TOC計というのは水の試料を測定する機械です。底質の場合には、チューリン法等がありますが、一応C Nコーダーで機器分析として「全炭素」を測る方法を採用しております。

鈴木部会長 わかりました。私のほうが誤解をしておりました。底質ですからTOCは測れないということですね。

山室先生の御指摘は、今のできちっと表現できるのですか。

先生、御理解よろしいですか。

山室委員 ほかの強熱減量とか微細泥率……微細泥率は難しいかな、ほかのもので極端な変動があったときに対応を見ているという説明だったので、それでしたら誤解することはないのかなと思いました。

鈴木部会長 ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問等ありましたら、お願いいたします。

磯部委員 来年度の計画については、私は特に意見はありません。

前年度までの結果について報告をいただいたのですが、それに関連して質問とお願いがあります。

質問は、地下水の水質については5年間でひと通りのローリングを終わって、今年度は、もう1回、その前の1サイクルに対して同じ点を測ったのだと思います。そのときに、同じ地点で水質の基準を超えているようなところがおそらく出てきていると思いますが、途中の説明で出たのは、理由について調べてみたのだけれどもわからなかったというのが前年度の5年間のサイクルで出てきたところだと思います。しかし、もし今年度あるいはもう少し長期的に見て来年度も調査してみて、いつも重なって超えるということがあったら、局所的な理由はかなりあるのではないかと思いますので、それについてはもう一度、考察というか検討をお願いしたいということが1点です。

もう1点は、特に海域についてですが、海域の水質について、資料2などを見ますと、少なくとも横ばいか、あるいは改善傾向にあるという説明でありまして、それは私もそのとおりだと思いますが、最近特に議論されているのは、海域について水質は若干改善傾向にあるのだけれども、なかなか生物の生息の密度あるいは種類が増えてこないということが問題になっていて、そのために、栄養塩のような意味の水質だけではなくて、底層の溶存酸素濃度のようなものについても特に注意をして見ていくべきであるという議論が広くなされていると思います。行政のレベルでもそうですし、学会のレベルでもそうだとこのことがありますので、DOについて経年変化のようなものを。特に資料2にはT-N・T-PとかBOD、CODについて経年変化を示してあるわけですが、こういう毎年出す一定のフォーマットに入れるということまで考えていただかなくてけっこうですが、来年以降ぐらいにだんだん、DOについても別紙程度ぐらいのものに経年変化を示すということがあっていいのではないかと思います。

以上です。

高橋水質指導室長 底層のDOについて経年変化の図をつくりたいと思っておりました。時間がなくてできませんでした。ぜひ、次回のときにはつくって御説明したいと思います。

本田地質環境対策室長 地下水の関係ですが、5年ローリングということで調査したわけですが、前回の5年ローリングと、今回の調査は、2kmメッシュの中で井戸を選定していますが、同じ井戸で調査したわけではございません。違う井戸になっております。

その概況調査、ローリング調査で超過した場合については、継続監視調査という中で、今度は毎年調査する。その他に機構解明調査、どこが原因かとか、そういうものを調査していく。そういう形の調査をしております。

灌委員 今、地下水の話が出ましたので、地下水の2kmメッシュあるいは1kmメッシュでローリング調査をやっていくということですので、これについてお願いがあります。未調査の地域がありますが、これは今後とも測定しないのかどうかということです。

実はいろいろな産業が起こっています。例えば、最終処分場の施設がそこにできるということがありますと、未調査の地域でありながら、そこが原因で地下水が汚染されるということが起こると思います。ぜひそのあたり御検討いただきたいということです。

もう一つ、今の関連で、今後、未調査をどうするのかということです。

そのあたり、お願いと質問です。よろしく申し上げます。

本田地質環境対策室長 地下水のほうを回答いたします。

メッシュの中でやらないところがあるのではないかと御質問ですが、これは2kmメッシュに切りまして、例えば山間部とかそういう中で、メッシュの中で井戸を見つけ

られないという場所が空白になってこういう形になっております。

瀧委員 井戸がないとやらないということになりますと、今、私が懸念したようなことが起こる可能性が出てきます。ぜひ、そのあたりの検討の道をつくっておいていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

鈴木部会長 今後検討していただけるか、なかなかここでは即答できないのかもしれませんが、そういう御意見がありますので、十分配慮していただきたいと思います。

松澤水質保全課長 瀧先生に御指摘いただいたように、山間部で廃棄物の投棄等の問題もあると思いますので、地下水の測定という形になるかどうかは別にいたしまして、測定計画に入れる測定ということではなくて、公共用水域の測定の中とか何らかの格好でできるかできないか検討させていただきたいと思います。

鈴木部会長 では、事務局、よろしく検討をお願いいたします。

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

鈴木部会長 では、ないようですので、諮問事項「平成 22 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について」は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木部会長 異議がないようですので、本部会として原案どおり承認いたします。

本日御承認いただきました案件につきましては、千葉県環境審議会運営規定第 6 条に基づいて、私から会長に報告し、会長の意見を得て審議会の議決として審議会会長名で答申されることとなりますので、御了承いただきたいと思います。

(2) 報告事項

ダイオキシン類に係る常時監視結果及び測定計画について

鈴木部会長 続きまして、議題(2)報告事項に移ります。

事務局、何かございますか。

事務局(三幣主幹) ダイオキシン類の常時監視結果及び測定計画についてお話しいたします。

参考資料 1、まず結果のほうからですが、9 ページをお開きください。

平成 20 年度には、ダイオキシンについては、水質 95 地点、底質 46 地点、地下水 26 地点、土壌 47 地点で調査を行い、すべての地点で環境基準を下回っていました。水質の最高値は 1.0pg-TEQ / 、平均値は 0.26pg-TEQ / 、底質の最高値は 100pg-TEQ / g、平均値は 8.6pg-TEQ / g でした。地下水の最高値は 0.21pg-TEQ / 、平均値は 0.062pg-TEQ / 、土壌の最高値は 18pg-TEQ / g、平均値は 3.1pg-TEQ / g でした。

調査を行った地点は、11 ページ以降の地点図にございます。

計画に移らせていただきます。

ページを戻して 1 ページです。

「3 測定内容」のうち、「イ 測定地点数」を御覧ください。

平成 22 年度の公共用水域の調査地点数は、水質 87 地点、底質 45 地点です。詳細は 4 ~ 6 ページにございます。

21 年度から変わった点ですが、新たに、水質で九十九里川流入河川の栗山川・新井橋を、底質のほうで東京湾内湾・千葉港(乙)の東京湾 9 を、常時監視地点として追加

しました。

底質については、これまで測定値による常時監視は実施していませんでしたが、水質同様に環境基準値の2分の1を超過した地点は継続調査を実施するのが適当と判断し、東京湾9を年1回の常時監視地点といたしました。

また、水質の常時監視地点のうち、平成16年度から20年度の調査において環境基準の2分の1の0.5pg-TEQ/を1度も超過していなかった地点については、ローリング調査地点に変更するものとしました。

地下水と土壌について、2ページを御覧ください。

地下水は22地点で調査を行う予定です。詳細は7ページにございます。

土壌は、38地点で調査を行う予定です。詳細は8ページにございます。

地下水と土壌については、ローリングによる調査地点の変更のほか、21年度から大きな変更はありません。

以上です。

鈴木部会長　　どうもありがとうございました。

ただいまの説明に対して、御質問、御意見等ございますか。

加藤委員　　参考資料1の6ページとか7ページを見ますと、7ページの場合は、地下水の測定地点ということで、場所は市ですが、県が測るところと市町村が測るところと分かれていますと思います。もう一つ、2ページ、土壌に関しては、これも一巡する関係がきつとあるのだらうと思いますが、これに関しては県が測るところということなのでしょうか。そうしますと、測る場所は、地下水と土壌に関して、どっちが今年は分担するかとか、そういうところで分けているのでしょうか、というのが素朴な質問です。特に7ページを見ると、二重マルに関しては市町村が実施して、一重マルの場合は県が実施するという分け方ですね。その辺を教えていただきたい。

本田地質環境対策室長　　7ページの地下水の別表4、ここに「県実施」と「市町村実施」と書いてございます。

ダイオキシン法ですと、ダイオキシン法に基づく政令市というのがございます。これは県と同格で、ダイオキシンについては市自らが測るという形になっております。千葉市、柏市、船橋市については市が測定の義務を負うという形になっておりまして、それ以外ですと、例えば成田市は二重マルがついていますが、ここは市が独自に測定するという希望を出していますので、そこについては市が実施したものを加える。あと残りは県がやるという色分けになっております。

加藤委員　　そうすると、市が予算とか興味があればやるという部分もあるということですか。

本田地質環境対策室長　　そうですね。やはり市民の感覚ということで、ぜひ市のほうでやりたいということであれば、この計画の中に乗せて一緒にやっていただくというふうに考えております。

加藤委員　　うがった考えをすると、何となく工場があつたりして汚染があつたりすると、積極的に測る必要があるのかなみたいと思うと、そういう市が自分でもやらなければいけないと思ってやるのかと、そういう読みというか感じをちょっと持ったものですから。そういうこととは全然関係ないということですね。

本田地質環境対策室長　　はい。

加藤委員　　ありがとうございました。

鈴木部会長　　ほかにはございますか。

(「なし」の声あり)

鈴木部会長　それでは、ないようですので、本日予定された議題は以上でございます。

5. その他

鈴木部会長　最後に、「その他」として事務局から何かございましたらお願いいたします。

松澤水質保全課長　次回の予定ですが、水質保全課として環境審議会にお諮りするような内容は、きょう御審議いただきました水質測定計画以外には、現状ではございません。ということで、来年の同時期に部会を開催させていただきたいと考えております。

以上でございます。

鈴木部会長　今、事務局から、今後の予定について提案がございました。

次回の開催は、今のところ来年度の同じ時期での開催になりますということです。日程の調整については、近くなりましたら事務局により調整したいと思いますが、各委員の方々、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木部会長　では、そういう形をお願いいたします。

それでは、次回の水環境部会については、来年度1月ごろの開催予定となります。各委員におかれましては、日程確保のほど、よろしくお願いいたします。

ほかに何かございますか。

ないようですので、以上をもちまして本日の議事をすべて終了いたします。御協力どうもありがとうございました。

6. 閉　　会

司会　長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、千葉県環境審議会水環境部会を終了いたします。

以上